## 南田辺西地区 開発事業に係る事業提案募集についての 質疑書に対する回答

令和3年8月11日

文化学術研究都市推進課

質問 回答

募集要項 p.3 「2-5開発事業に関する事項」で誘致施設にあ げられている参考資料「関西文化学術研究都市文化学術研究 ゾーンにおける研究開発型産業施設の立地基準 | に記載の「2 立地ゾーン」について、本基準の適用範囲は別図に定めるとあ り、HP掲載の別図3の南田辺・狛田地区では、南田辺西地区は 立地基準適用対象地区には指定されていません。南田辺西地区 は、「立地基準適用対象区域」ではないということでしょう か。

南田辺西地区は、既に適用されている他地区と同様に「立地基準 適用対象地区 | に今後指定する予定です。指定時期は、南田辺西地 区の事業認可前後を予定しています。

募集要項 p.3 参考資料「関西文化学術研究都市文化学術研 究ゾーンにおける研究開発型産業施設の立地基準」の「4施設要 件(1)対象施設」に、「研究機能と生産機能が一体となった産 業施設(立地施設における研究比率が3-(3)の基準を満たすと ともに、) | との記載がありますが、「立地施設における研究 比率」の計算式をお示しください。

下記のようになります。

立地施設における研究費比率=

製造原価※のうち、研究開発費 直近1年間の売上総額

※材料費、労務費、製造経費など

募集要項 p.3 「2-5開発事業に関する事項」の開発費用項目 が負担。開発関連地区外公共施設整備に係る相当費用を含む」 との記載があります。一方、「開発関連地区外公共施設整備」 欄には、道路、上下水道、河川について「公共施設は別途事業 を想定」とあり、また「道路や河川等の整備に際しては用地買 収が必要」と記載されております。開発関連地区外公共施設整 備について、その用地買収も含め、本事業とは別事業と考えて よろしいでしょうか。その場合、「開発関連地区外公共施設整 備に係る相当費用」とは何を指しますでしょうか。

本地区の開発にあたっては本地区の範囲外で道路、上下水道、河 に、「p7に示すフェーズ2、3に係る費用はすべて民間事業者 | 川改修などの公共施設整備が必要となってきます。この整備は、市 などの公的機関が公共施設整備事業(本地区の開発事業とは別の事 業)として実施(整備に必要となる用地買収を含む)することを想 定しており、今後、具体的な協議を進める予定です。他方、当該整 備に要する費用(用地買収費用を含む)については、本地区の開発 に伴って必要となる整備であるため、本地区の開発事業者が負担す ることを想定しています。なお、本地区を土地区画整理事業で開発 する場合、当該整備費用を負担金として事業費に算入し、施行者 (開発事業者) が保留地処分で回収することとなります。

募集要項 p.6 「5 事業提案者選定後の手続きなど」で選定 された事業者との間で、別途、役割分担等に関する覚書を締結 以下の内容を想定しています。 するとありますが、覚書(案)等、事前に提示頂くことは可能 │○役割分担等について(事業者は、事業展開や土地利用計画などの でしょうか。

現段階で覚書案を事前提示することはできませんが、主な内容は

- 課題に対する助言、その他この役割に関して必要となる業務を行 う。これら役割に要した費用は事業者が負担する)
- ○秘密保持について(本府及び事業者は知り得た情報を第三者へ開 示・漏洩してはならない。)
- ○覚書の解除について(本府及び事業者は協議の上で覚書の解除が できる。その場合、解除された者はその相手に対し一切の金員の 請求は行わない。)
- ○実施体制の変更等について(事業者が事業者以外の者と共同して 覚書の履行を行うこととなった場合は本府が別途判断する)

募集要項 p.11「開発基本プラン」について、図の色分けにつ いて凡例をお示しいただくことは可能でしょうか。

下記の土地利用計画表を参照してください。

## 土地利用計画表

	E7 ()	面 積 (㎡)			
区分		I #A	Ι期	計	備考
公共用地	南田辺狛田中央線	19,600	4,700	24,300	W=30,0m
	南田辺狛田東西線	16,000		16,000	W=16.0m, 20.0m
	主要区画道路	26,000		26,000	W=14.0m
	主要区画道路	7,600		7,600	W=11.0m
	管理用道路	2,100		2,100	W=4,0m
	道路 小計	71,300 (14.5%)	4,700	76,000 (12.8%)	
	公園	20,500		20,500	
	緑地(造成地)	56,800		56,800	
	緑地(自然地)	43,600	_	43,600	
	公園-緑地 小計	120,900 (24.6%)	_	120,900 (20.3%)	
	公共用地 計	192,200 (39,1%)	4,700	196,900 (33.1%)	
施設用地	水道施設用地	15,900		15,900	既設水道施設用地 (登記簿面積: 10,630m²)
	公益施設用地 小 計	15,900 ( 3.2%)	_	15,900 ( 2.7%)	
	施設用地	252,800	128,800	381,600	
	未利用地	30,100	△30,100	0	
	施設用地 小計	282,900 (57.7%)	98,700	381,600 (64.2%)	
	施設用地 計	298,800 (60,9%)	98,700	397,500 (66.9%)	
事業面積計 -		491,000 (100,0%)	103,400	594,400(100.0%)	
造成面積(全体)		447,400			事業面積から緑地(自然地 を除いたもの

募集要項 p.11「開発基本プラン」について、検討対象地と れておりますが、 | 期 || 期と分けて開発を行うという理解で宜 しいのでしょうか。その場合、本事業提案、今後予定される事 業パートナーの業務範囲に、Ⅱ期部分は含みますでしょうか。

募集要項 p.11「開発基本プラン」は、隣接地(狛田西)の地形条 なっている南田辺西地区(約60ha)のうち、Ⅰ期、Ⅱ期と示さ ┃件からⅠ期とⅡ期を分けて開発を行うことが合理的と考えて作成し ていますが、今後、検討する予定です。このため、今回の事業提案 募集においては、Ⅰ期Ⅱ期あわせた全体のまちづくり方針や土地利 用計画を提案書で示していただければと思います。なお、今後予定 している事業パートナーの業務範囲における川期部分の取扱いにつ いては、今回の募集で選定させていただいた事業者さまの助言など を踏まえて検討した上で決めていきたいと考えております。

	前問に関連し、川期について、開発の前提条件等はなにか想	現時点では特に想定はしておりません。今後、今回の募集で選定
	定されているのでしょうか。	させていただいた事業者さまの助言などを踏まえて、Ⅱ期地区の前
		提条件等を検討したいと考えております。
7		
<u> </u>		
	参加表明書の代表者名は決裁権のある代表者名でもよろしい	参加表明書については、かならずしも法人登記されている代表者
	でしょうか。それとも法人登記されている社長名での提出が必	名でなくても、決裁権のある代表者名(例えば○○支店長など)で
	要でしょうか。また、押印の必要性の有無もご教示ください。	結構です。
8		また、当該代表者の押印は必要ありません。